

一般事業主行動計画

社会医療法人 美杉会

社会医療法人美杉会では、「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定しました。

法人全体の取り組みですので、ご協力をお願い致します。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日 2年間

2. 内 容

目標1 計画期間内に、所定外労働時間を10%（全職員平均）削減する。

＜対策＞

- 管理職への呼びかけにより、退勤を促す。
- 業務を見直し、無駄な残業時間を減らす。

目標2 計画期間内に、年次有給休暇の取得率を60%以上（全職員平均）にする。

＜対策＞

- 管理職への呼びかけや、事業所内掲示等により、年次有給休暇の取得を促す。
- 勤怠管理システムの有効活用により年次有給休暇の取得管理を徹底する。

目標3 計画期間内に、産前産後休業、育児休業、育児休業給付について周知する。

＜対策＞

- 法人イントラネットにて周知する。
- 職員ハンドブックにて周知する。
- 対象者に産前産後休業、育児休業、育児休業給付および復職後の短時間勤務制度や育児時間・子の看護休暇の取得についてのパンフレットを配布する。